

補助金調書

補助金名	障がい者スポーツ等活動推進事業補助金		担当課 (連絡先)	保健福祉局 障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL092-711-4249)	
交付先	団体	福岡市障がい者スポーツ協会	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	交付先は、障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資することを目的に設立された、様々な当事者団体が運営に携わっている団体であり、また30年に渡る実績を有しているなど、補助の目的を達成できる唯一の団体であると認められるため。				
補助開始年度	昭和59	年度	経過年数	35	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を組織的に促進する団体の事業に対し補助を行うことにより、障がい者スポーツ・レクリエーションの振興及び障がい者の健康増進と社会参加を図ることを目的とする。				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	制度開始時と比較して、障がい者スポーツの振興は一定程度図られているものの、市内の障がい児・者の数は増え続けており、スポーツ教室等の利用者も増加している状況である。一方で自治体単位での競技団体等はほとんど組織されておらず、福岡市障がい者スポーツ協会の事業は、障がい者スポーツの振興について不可欠であり、公益性も薄れていない。また、今後も各種スポーツ教室の実施や全国障害者スポーツ大会への選手団派遣を通じて、増加傾向にある各種の障がい児・者へのスポーツ振興を図り、障がい者の福祉を向上させることが期待される。なお、本補助金の補助対象事業と同様の事業は他の団体等では行われておらず、また、協会独自の創意工夫を活かした事業の実施が期待されることから、補助金での支出が望ましいと判断される。以上のことから、本補助金は継続の必要性が認められるもの。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 人件費(職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、法定福利費等)、事業費(スポーツ教室、各種大会等の障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資する事業にかかる経費)、事務費(役務費、旅費交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、賃借料等)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	27,693 千円	25,730 千円	24,842 千円	23,454 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室の企画・実施(フライングディスク、ボウリング、ソフトボール、サッカー、ダーツ教室等) ・各種大会・催事の企画・実施(インドアアーチェリー大会、駅伝大会、ふくふくフェスティバル等) ・障がい者スポーツ指導員の養成 ・各種大会・教室等の運営をサポートするボランティア等支援組織の育成 ・第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」に福岡市選手団61名を派遣し、各競技の結果、金メダル9、銀メダル5、銅メダル6を獲得したこと併せ、選手1名が大会新記録を、13名が自己新記録をそれぞれ更新した。 				
補助金交付 による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ・レクリエーションの振興及び普及を通じて、障がい者の健康増進、社会参加に寄与している。 ・障がいについての、市民の理解が深まっている。 ・パラリンピック東京大会の開催に向け、障がい者の競技スポーツへの関心が高まる中、競技者やスポーツ指導員の育成を通じ、障がい者スポーツをさらに普及させることが期待される。 				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。